

# 桑名市地域防災計画



本物力こそ桑名力

令和5年6月

# 第1部 総則

第1章 計画の方針	1
第1節 桑名市地域防災計画の構成	1
第2節 桑名市地域防災計画の方針	3
第3節 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮	4
第4節 調査研究	5
第2章 本市の概況	7
第1節 自然的条件	7
第2節 社会的条件	7
第3節 気象の概況	8
第3章 災害の想定	9
第1節 風水害の想定	9
第2節 地震・津波の想定	10
第4章 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱	15
第1節 本市が行うべき業務の大綱	15
第2節 防災関係機関が行うべき業務の大綱	16
第3節 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割	22



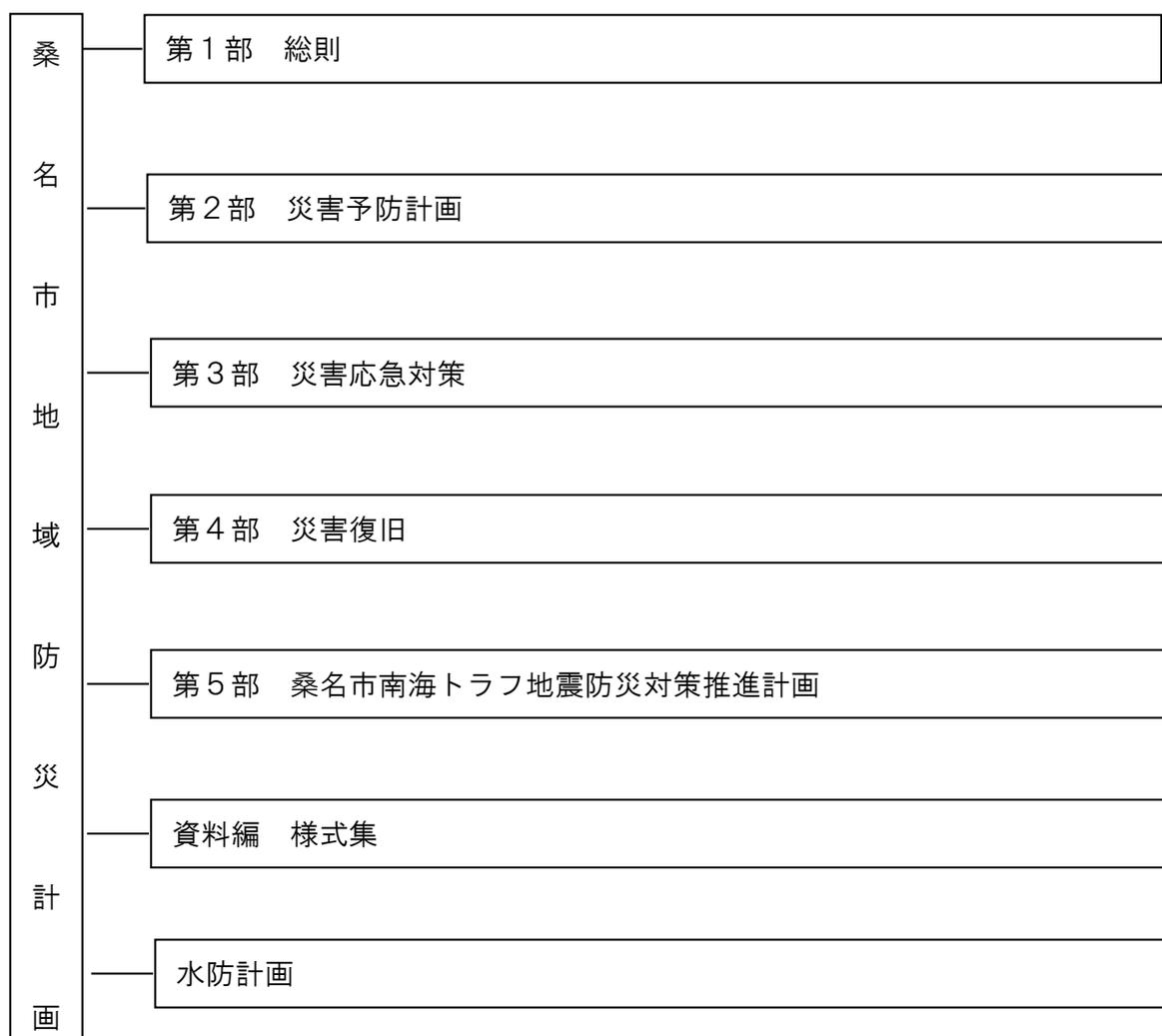
## 第1章 計画の方針

### 第1節 桑名市地域防災計画の構成

#### 1. 桑名市地域防災計画の全体構成

桑名市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、桑名市防災会議が策定する地域防災計画であり、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策」「災害復旧」「桑名市南海トラフ地震防災対策推進計画」に区分し、5部で構成している。また、各部に必要な資料を「資料編」「様式集」として編集し、「水防計画」もあわせて製本する。

桑名市地域防災計画の全体構成は、次の図のとおりである。



## 第1部 総則

### 2. 計画の修正

この計画は、災対法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、市各部及び各防災関係機関は、毎年桑名市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、関係事項についての計画修正案を桑名市防災会議に提出する。防災会議には、女性の参画等により、多角的な意見を反映する。

（資料編「1 桑名市防災会議条例」、「2 桑名市防災会議条例施行規則」、「3 桑名市防災会議委員」参照）

### 3. 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練や実践的訓練等を実施することによって本計画の習熟に努める。

市民や自主防災組織、事業者は、それぞれが自らの生命・財産を自ら守れるように、被害を最小限にするための手段を講じるとともに、自主的な防災意識の高揚や防災訓練等によって、防災活動における対応方法の習熟に努める。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開する。

### 4. 計画の進行管理

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の総合計画と連動しながら、毎年事務の進捗状況を点検し、点検結果をふまえて翌年度以降どのように進めるのかについて取組事項を明確にするとともに、本地域防災計画を見直す。総合計画の対象になっていない事項についても、地域防災計画に定めた事項については進捗状況を把握する。

### 5. 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災対法……………災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (2) 県防災計画……………三重県地域防災計画をいう。
- (3) 市防災計画……………桑名市地域防災計画をいう。
- (4) 県災対本部……………三重県災害対策本部をいう。

## 第1部 総則

- (5) 県災対地方部……県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- (6) 市災対本部……桑名市災害対策本部をいう。桑名市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合に設置する組織(災害対策基本法第 23 条)。桑名市災害対策本部条例(平成 16 年 12 月6日条例第 160 号)及び桑名市災害対策本部条例施行規則(平成 28 年3月 31 日規則第 17 号)の定めるところにより設置する。
- (7) 市災対本部会議……桑名市災害対策本部会議をいう。市長を本部長とし、副本部長、本部員が出席し、災害対策本部の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議や意思決定等を行う。
- (8) 防災関係機関……県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、ガス事業者をいう。
- (9) 同報系……同報系防災行政無線をいう。
- (10) 移動系……移動系防災行政無線をいう。
- (11) 災害時要配慮者……高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を要する人々をいう。
- (12) 帰宅困難者……勤務先や外出先等において災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々をいう。
- (13) 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人々をいう。

## 第2節 桑名市地域防災計画の方針

### 1. 計画の目的

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、桑名市防災会議が作成する計画であり、市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の災害対策を実施するにあたり、本市及び防災関係機関が協力して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって市民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

## 第1部 総則

### 2. 計画の基本方針

この計画は、本市及び防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、本市及び防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、本市及び防災関係機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期する。

### 3. 計画の構成及び内容

構 成	内 容
第1部 総 則	計画の構成・方針、災害の想定、本市が行うべき業務の大綱。
第2部 災害予防計画	平時から災害に備えて行うべき対策。
第3部 災害応急対策	災害発生後あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策。
第4部 災害復旧	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策。
第5部 桑名市南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震が発生した場合にとるべき地震防災対策推進計画。

### 4. 各チームマニュアルの策定

この計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、災害対策本部の各チームマニュアルをあらかじめ定めておくとともに、桑名市地域防災計画の修正に応じ必要に応じた見直しを行う。

## 第3節 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮

### 1. 人権尊重

本計画は高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない人などについて、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、計画のすべての事項及び災害後の対応に、人権尊重の視点を取り入れます。

## 2. 男女のニーズの違いへの配慮※

被災時に、だれもが安心して安全な生活を送るためには、計画の策定や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災・災害対策における男女共同参画の視点を取り入れる必要がある。市防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮を行う。

※性的少数者のニーズへの配慮も併せて行う。

### (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災・災害対策に関する方針決定過程への女性登用の重要性を認識し、桑名市防災会議や企画立案部署への女性の登用を積極的に行う。

### (2) 女性・子どもへの暴力防止対策、男女のニーズの違いに配慮した各種防災対策の実施

避難所において、女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置などの配慮を行うとともに、被災者の相談窓口には男女の相談員、男女両方の生活支援員を配置するなど、男女のニーズの違いに配慮した体制を構築する。また、応急仮設住宅の計画及び設計段階や復興計画策定時に女性が参画するなどの女性の登用を行う。

### (3) 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成

男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などにより、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性リーダーの育成を行う。

## 第4節 調査研究

災害は、複雑多様であり、かつ同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、防災関係機関は相互に連携協力しながら次の各種の調査研究の実施に努め、その成果を積極的に取り込み、充実を図っていく。

- 地震時の地盤性状に関する調査研究
- 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究

## 第1部 総則

- 災害時の出火、延焼に関する研究
- 災害時のライフラインの影響に関する調査研究
- 公共施設の耐震性に関する調査研究
- 津波災害に関する調査研究
- 災害発生に伴う社会心理に関する研究
- 人的被害及び避難に関する研究
- その他、大規模事故対策、防災に関する研究

## 第2章 本市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 1. 概要

本市は、東海三県の県境地域に位置し、岐阜県海津市・愛知県愛西市及び弥富市と接し、名古屋市から 25 km、津市から 40 km圏にあり、国道1号・23号、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道の高速道路、近鉄・JR等の鉄道が集中する地域である。

また、市内では、石取祭・上げ馬神事等の行事、大型レジャー施設等を有し、一時的に観光客が増加する。

#### 2. 位置及び面積

本市は、三重県の最北端に位置し、養老山地と木曾川に挟まれ、南に伊勢湾、西に藤原岳を要する鈴鹿山脈があり、これらを背景として、多度丘陵、揖斐川・長良川・木曾川の木曾三川と員弁川等が形成する三角州、輪中地帯で構成される。

総面積は、136.7 km<sup>2</sup>、南北に 17.75 km、東西に 16.5 kmに広がる。

#### 3. 地形

本市は、養老山地、伊勢平野、揖斐・長良・木曾川の木曾三川、標高 40～100m の多度丘陵、桑名丘陵及び丘陵周辺の段丘面、干拓地等で構成される。

また、木曾三川合流地は、古くは9世紀からの、幾つかの集落の周囲を土堤が築かれるようになった輪中地帯、平地は、本市の旧市街地及び城南・深谷の田園地帯と員弁川流域である。

### 第2節 社会的条件

#### 1. 人口及び世帯

本市の人口は 139,169 人、世帯数は 61,100 世帯である。この5年間で人口は 2.5%減少、世帯は 4.0%増加している(令和 5 年 3 月末現在)。

また、人口密度は1km<sup>2</sup>あたり 1,018 人で、地区別にみると、4,000 人を超えている人口集中地区が日進・精義・益世・修徳・大成・桑部・在良・七和・深谷・久米・城南・筒尾・陽だまりの丘・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・多度中・長島中部の 18 地区となっている。

## 第1部 総則

人口は旧桑名市に集中しており、桑名地区で約11万5千人、多度地区で約1万人、長島地区で約1万4千人の割合である。65歳以上の高齢者の割合が全体の約27%であるのに対し、15歳以上35歳未満の若年層の割合が全体の約20%と、高齢者人口が多くなっている。

本市は、名古屋市を中心とする中京圏の住宅都市の一面も有している。昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口のほうが、約1万人(人口の約7.5%)減少する。

## 2. 土地利用状況

「令和4年刊 三重県統計書」の「総面積及び地目別民有地面積(評価総地籍)一市町一」によれば、市域の民有地のうち約40%が都市的土地利用、約60%が自然的土地利用となっている。都市的土地利用については、住宅用地が約21%、商業・業務用地(工業用地含む)が約19%で、自然的土地利用については、農地が約45%、山林地が約15%となっている。

## 第3節 気象の概況

本市の気候は、全般に温かな東海型の気候であるが、冬季は、日本海を渡って若狭湾から吹き込んだ季節風が琵琶湖を通り、養老山地と鈴鹿山脈の地峡から伊勢湾に出る強い北西の風となり、「伊吹おろし」が吹く。また、本州の南海上を西進又は北上する台風により、暖かい湿った東南の風が鈴鹿山脈、養老山地に吹きつけ、雨量が多くなる。三重県の西側を北上した伊勢湾台風では、暴風や大雨による被害、伊勢湾沿岸の高潮災害をもたらした。気象庁によると、本市の年平均気温は16.1℃で、最も低い月は1月の4.8℃、最も高い月は8月の28.0℃である。年降水量は1616.3mmで、最も少ない月は1月の54.3mm、最も多い月は6月の209.5mmである。年平均風速は2.0m/sで、最も弱い月は7月の1.8m/s、最も強い月は2月と3月の2.4m/sで、最多風向は北である。

## 第3章 災害の想定

### 第1節 風水害の想定

#### 1. 想定 of 基準

災害想定を具体的に定める場合には、災害の発生原因の規模、強度又は特性に応じて、これを各種段階に分類する。しかし、最悪の事態に対処して、対策を確立しておくことが市防災計画の目的とするところであるので、過去において、本市を襲った最大級の台風、すなわち伊勢湾台風級の大型台風が紀伊半島に上陸した場合を想定 of 基準とし、この計画を策定する。

#### 2. 想定 of 台風

##### (1) 規模

最盛期の閉じた等圧線の直径	2,500km
上陸地点付近の最低気圧	930hpa(潮岬)
高潮の高さ(推算潮位からの高さ)	3.6m(名古屋港)
最大風速	75m/s(本州南方海上を北上中)
風速	25m/s 以上の暴風圏 700km

上記の数値は、「県防災計画」による。

##### (2) 暴風雨時間

約 19 時間

##### (3) 中心通過時期

大潮の満潮時

## 第2節 地震・津波の想定

### 1. 想定の基本적인考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震と、地殻上部の活断層を震源とし局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震がある。また、プレート境界型地震の場合は、地震後の津波災害の発生も懸念される。

そこで、平成 26 年4月に発行された「平成 25 年度三重県地震被害想定調査(以下、地震被害想定調査)」をもとに、本市にとって大きな影響を及ぼす可能性のある地震・津波のケースを想定する。

### 2. 想定地震

#### (1) 地震

##### 1) 地震動による被害

##### a) プレート境界型地震

プレート境界型地震による地表の強振動については、三重県が、平成 24 年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等を参考として地震被害想定として2つのクラスの地震想定による震度分布や津波による浸水域等の様相と、その地震・津波による人的被害・物的被害等の被害結果をとりまとめている。

##### ● 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震

##### ● 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

##### b) 内陸活断層による地震

陸域の活断層を震源とする地震についても、三重県では地震による震度分布等や、その地震による人的被害、物的被害の想定結果をとりまとめている。このうち、本市にとって大きな影響を及ぼす可能

## 第1部 総則

性のある地震として、次の2つを想定する。

- 養老－桑名－四日市断層帯
- 布引山地東縁断層帯(東部)

### (2) 津波

三重県は、平成 26 年3月の県議会で、南海トラフ地震の理論上最大クラスの地震を想定した場合の、津波浸水予測図と津波浸水深 30cm到達予測時間分布図を報告している。また、地震被害想定調査においては、津波による建物被害や人的被害等について、南海トラフを想定した過去最大クラスと理論上最大クラスの2ケースで予測を行っている。また、人的被害に関しては、人命に危険が及ぶ原因(①逃げ遅れ、②建物倒壊等による自力脱出困難)別で死者数を予測している。

### (3) 発生時間帯

地震被害想定調査では、地震が発生する季節や時間帯を「冬・深夜」、「夏・昼 12 時」、「冬・夕 18 時」の3つのケースにわけて被害予測を行っている。このうち、死者が最も多くなるのは「冬・深夜」のケースであり、建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房器具の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」のケースとなっている。

## 3. 被害の想定

### (1) 地震動・津波等による被害

#### 1) 建物被害の想定結果

##### a) 過去最大クラスの南海トラフ地震

揺れによる全壊棟数約 500 棟、液状化による全壊棟数約 1,200 棟、津波による全壊棟数約 4,900 棟、斜面崩壊による全壊棟数約 10 棟、焼失棟数約 10 棟など、全壊・焼失棟数は約 6,600 棟に及ぶと想定される。

##### b) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

揺れによる全壊棟数約 5,500 棟、液状化による全壊棟数約 1,200 棟、津波による全壊棟数約 5,600 棟、斜面崩壊による全壊棟数約 20 棟、焼失棟数約 500 棟など、全壊・焼失棟数は約 13,000

## 第1部 総則

棟に及ぶと想定される。

### c) 養老一桑名一四日市断層帯

揺れによる全壊棟数約 22,000 棟、液状化による全壊棟数約 1,300 棟、斜面崩壊による全壊棟数約 20 棟、焼失棟数 2,100 棟など、全壊・焼失棟数は約 26,000 棟に及ぶと想定される。

### d) 布引山地東縁断層帯(東部)

揺れによる全壊棟数約 900 棟、液状化による全壊棟数約 1,200 棟、斜面崩壊による全壊棟数約 10 棟、焼失棟数約 20 棟など全壊・焼失棟数は約 2,200 棟と予想されている。

#### 【建物被害の想定結果】

- ①過去最大クラスの南海トラフ地震 ②理論上最大クラスの南海トラフ地震  
③養老一桑名一四日市断層帯 ④布引山地東縁断層帯(東部)

想定地震	県・市	建物棟数	震度	液状化危険度	全壊・焼失棟数					
					揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
①	県	約 1,395,623	—	—	約 23,000	約 5,900	約 38,000	約 700	約 2,100	約 70,000
	桑名	約 81,250	6弱	高い	約 500	約 1,200	約 4,900	約 10	約 10	約 6,600
②	県	約 1,395,623	—	—	約 170,000	約 6,200	約 37,000	約 1,100	約 35,000	約 248,000
	桑名	約 81,250	7	高い	約 5,500	約 1,200	約 5,600	約 20	約 500	約 13,000
③	県	約 1,395,623	—	—	約 96,000	約 5,500	—	約 400	約 19,000	約 120,000
	桑名	約 81,250	7	高い	約 22,000	約 1,300	—	約 20	約 2,100	約 26,000
④	県	約 1,395,623	—	—	約 65,000	約 5,900	—	約 500	約 22,000	約 93,000
	桑名	約 81,250	6強	高い	約 900	約 1,200	—	約 10	約 20	約 2,200

## 2) 人的被害の想定結果

### a) 過去最大クラスの南海トラフ地震

早期避難率が低い場合、建物倒壊による死者数が約 20 人、津波による死者数約 500 人等で、死者数の合計は、約 600 人と想定される。津波発生後の避難の呼びかけや早期避難が行われた場合

第1部 総則

(全員直後避難の場合も同様。)、死者数は約 400 人低下し、約 200 人と想定される。

b) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

早期避難率が低い場合、建物倒壊による死者数が約 300 人、津波による死者数約 1,600 人等で、死者数の合計は、約 1,900 人と想定される。津波発生後の避難の呼びかけや早期避難が行われた場合(全員直後避難の場合も同様。)、死者数は約 1,100 人低下し、約 500 人と想定される。

c) 養老－桑名－四日市断層帯

建物倒壊による死者数が約 1,200 人、火災による死者数約 90 人等で、死者数の合計は、約 1,300 人と想定される。

d) 布引山地東縁断層帯(東部)

死傷者数は、建物倒壊による死者数の約 40 人と想定される。

【人的被害の想定結果】

①過去最大クラスの南海トラフ地震 ②理論上最大クラスの南海トラフ地震

【a)早期避難率低の場合、b)早期避難率高+呼びかけの場合、c)全員直後避難の場合】

③養老－桑名－四日市断層帯

④布引山地東縁断層帯(東部)

想定地震	県・市	建物倒壊		津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計	
			うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下等		うち自力脱出困難	うち津波被害からの逃げ遅れ				
①	a)	県	約 1,400	約 70	約 32,000	約 700	約 31,000	約 60	約 34,000	
		桑名	約 20		約 500	約 10	約 500		約 600	
	b)	県	約 1,400	約 70	約 12,000	約 700	約 12,000	約 60	約 14,000	
		桑名	約 20		約 100	約 10	約 100		約 200	
	c)	県	約 1,400	約 70	約 5,200	約 700	約 4,500	約 60	約 6,600	
		桑名	約 20		約 100	約 10	約 100		約 200	
②	a)	県	約 9,700	約 500	約 42,000	約 5,400	約 37,000	約 100	約 900	約 53,000
		桑名	約 300	約 20	約 1,600	約 200	約 1,400			約 1,900
	b)	県	約 9,700	約 500	約 20,000	約 5,500	約 14,000	約 100	約 900	約 31,000
		桑名	約 300	約 20	約 500	約 200	約 300			約 700
	c)	県	約 9,700	約 500	約 13,000	約 5,500	約 7,500	約 100	約 900	約 24,000
		桑名	約 300	約 20	約 500	約 200	約 300			約 700
③	県	約 5,100	約 300				約 30	約 800	約 6,000	
	桑名	約 1,200	約 90					約 90	約 1,300	
⑤	県	約 3,500	約 200				約 50	約 500	約 4,100	
	桑名	約 40							約 40	

## 第1部 総則

### 3) ライフライン施設の被害

#### a) 上水道の被害想定結果

想定地震	給水人口	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
①	約 143,000	約 143,000	100%	約 142,000	99%	約 111,000	78%	約 45,000	31%
②	約 143,000	約 143,000	100%	約 142,000	99%	約 115,000	80%	約 61,000	43%

#### b) 下水道の被害想定結果

想定地震	処理人口	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
①	約 103,000	約 18,000	17%	約 88,000	85%	約 15,000	15%	約 2,100	2%
②	約 103,000	約 21,000	20%	約 89,000	86%	約 18,000	17%	約 2,100	2%

#### c) 電力の被害想定結果

想定地震	需要家数	直後		1日後		1週間後	
		停電件数	停電率	停電件数	停電率	停電件数	停電率
①	約 82,000	約 74,000	90%	約 67,000	82%	約 8,200	10%
②	約 82,000	約 74,000	90%	約 68,000	83%	約 11,000	13%

#### d) 通信の被害想定結果

想定地震	回線数	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
①	約 26,000	約 23,000	90%	約 21,000	83%	約 2,900	11%	約 2,900	11%
②	約 26,000	約 24,000	91%	約 22,000	85%	約 6,300	24%	約 5,900	23%

#### e) ガスの被害想定結果

想定地震	需要家数	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率
①	約 17,000	—	—	—	—	—	—	—	—
②	約 17,000	—	—	—	—	—	—	—	—

## 4. 長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震(プレートの沈み込みに伴う地震)の活動間隔、次の地震の発生可能性(場所、マグニチュード及び発生確率)等について評価、公表を行っている。

本市に大きな影響を及ぼすと考えられる市内に存在する主要な活断層及び海洋型地震に関する長期評価結果の概要は以下のとおりである(令和5年1月1日基準)。

地震名	長期評価で予想した地震規模(M)	地震発生確率(%)			平均発生間隔	最新発生時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
養老一桑名一四日市	8程度	ほぼ0~0.8	ほぼ0~1	ほぼ0~3	1,400~1,900年	13~16世紀
南海トラフの地震	8~9クラス	70~80	90程度もしくはそれ以上	—	88.2年	1946年

## 第4章 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱

災対法第 42 条第2項第1号の規定により、本市及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る防災活動に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次のとおりとする。

### 第1節 本市が行うべき業務の大綱

桑 名 市	<p>市は防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 桑名市防災会議に関する事務及び市災対本部に関する事務</li> <li>2 防災対策の組織の整備</li> <li>3 防災施設の整備</li> <li>4 防災行政無線の整備と運用</li> <li>5 防災に必要な資機材の備蓄及び整備</li> <li>6 防災のための知識の普及、教育及び訓練</li> <li>7 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</li> <li>8 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査</li> <li>9 被災者に対する情報の伝達及びその他の市民に対する広報</li> <li>10 地域住民に対する避難指示</li> <li>11 被災者の救助に関する措置</li> <li>12 災害時の受援等に関する措置</li> <li>13 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置</li> <li>14 被災市有施設の応急対策</li> <li>15 災害時の文教対策</li> <li>16 災害時における交通及び輸送の確保</li> <li>17 その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施</li> <li>18 災害廃棄物の処理に関する措置</li> <li>19 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整</li> <li>20 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施</li> <li>21 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ol>
-------	---

## 第2節 防災関係機関が行うべき業務の大綱

### 1. 三重県

三 重 県	<p>県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務及び業務を支援し、その調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び県災対本部に関する事務</li> <li>2 防災対策の組織の整備</li> <li>3 防災施設の整備</li> <li>4 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用</li> <li>5 防災に必要な資機材の備蓄及び整備</li> <li>6 防災のための知識の普及、教育及び訓練</li> <li>7 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>8 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報</li> <li>9 被災者の救助に関する措置</li> <li>10 ボランティアの受入れに関する措置</li> <li>11 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置</li> <li>12 被災県営施設の応急対策</li> <li>13 災害時の文教対策</li> <li>14 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止</li> <li>15 災害時の交通及び輸送の確保</li> <li>16 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>17 災害復旧の実施</li> <li>18 災害廃棄物の処理に関する措置</li> <li>19 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整</li> <li>20 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施</li> <li>21 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための事務</li> </ol>
-------	--

## 第1部 総則

### 2. 三重県警察

三重県警察	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害警備体制</li><li>2 災害情報の収集・連絡等</li><li>3 救出救助活動</li><li>4 避難誘導</li><li>5 緊急交通路の確保</li><li>6 身元確認等</li><li>7 二次災害の防止</li><li>8 危険箇所等における避難誘導等の措置</li><li>9 社会秩序の維持</li><li>10 被災者等への情報伝達活動</li><li>11 相談活動</li><li>12 ボランティア活動の支援</li></ol>
-------	--

### 3. 指定地方行政機関

国土交通省 木曾川下流河川事務所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 雨量観測、河川の水位、流量の測定及び通報</li><li>2 直轄区域の水害対策及び応急復旧工事の実施</li><li>3 直轄管理施設及び許可工作物等の被災状況把握及び報告</li><li>4 水防管理団体への協力</li><li>5 TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）派遣による災害対策支援</li></ol>
東海財務局	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害復旧事業における職員の査定立会</li><li>2 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置</li><li>3 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置</li><li>4 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整</li><li>5 金融上の諸措置</li></ol>
第四管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"><li>1 情報の収集及び伝達に関すること</li><li>2 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること</li><li>3 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること</li><li>4 船舶交通の障害の除去に関すること</li><li>5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること</li><li>6 法令の海上における励行に関すること</li></ol>

第1部 総則

<p>東京管区気象台 (津地方気象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol>
<p>東海総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</li> <li>2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</li> <li>3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</li> <li>4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</li> <li>5 非常通信協議会の運営に関すること</li> <li>6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</li> </ol>

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

<p>西日本電信電話(株) 三重支店</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡</li> <li>2 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</li> <li>3 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備</li> <li>4 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</li> <li>② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</li> <li>③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</li> </ol> </li> </ol>
----------------------------	--

第1部 総則

<p>(株)NTTドコモ 東海支社三重支店</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報等の防災情報の正確、迅速な収集、連絡</li> <li>2 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</li> <li>3 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行</li> <li>4 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</li> <li>5 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</li> <li>6 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置</li> </ol>
<p>KDDI(株) 中部総支社</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡の措置</li> <li>2 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</li> <li>3 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定</li> <li>4 被災通信設備の早急な災害復旧措置</li> </ol>
<p>ソフトバンク(株)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡</li> <li>2 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</li> <li>3 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定</li> <li>4 被災通信設備の早急な災害復旧措置</li> </ol>
<p>日本放送協会 津放送局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する</li> <li>2 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための周知</li> <li>4 防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知</li> <li>5 情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道</li> </ol>

第1部 総則

中日本高速道路(株)	1 東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
中部電力パワーグリッド(株)桑名営業所 (株)J E R A 西日本支社	1 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 2 電力供給設備への必要な応急対策を含む災害防止措置の実施 3 地方自治体、警察、関係会社等との連携 4 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 5 電力供給施設の早期復旧の実施 6 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
一般社団法人 桑名医師会	1 医療救護班の編成並びに連絡調整 2 医療及び助産等救護活動
地方独立行政法人 桑名市総合医療センター	1 医療救護活動
独立行政法人水資源機構 (長良川河口堰管理所)	1 長良川河口堰の機能の維持並びに施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 警戒宣言発令時の情報伝達 2 災害により線路が不通となった場合の旅客の他社線への振替輸送手配 3 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 4 災害被害者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 5 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客保護救出並びに荷物事故防止及び調査 6 災害発生時及び発生するおそれがある場合並びに災害により線路が不通となった場合の列車運転計画 7 機関車及び気動車、電車、客貨の確保及び保守管理 8 線路、橋梁及び護岸等の保守管理 9 停車場、その他輸送に直接関係ある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理 10 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

第1部 総則

近畿日本鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送</li> <li>2 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</li> </ol>
三岐鉄道(株) (北勢線)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により線路が不通となった場合の自動車等による代行輸送</li> <li>2 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気保安施設等その他輸送に直接関係ある施設の保安管理</li> </ol>
養老鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により線路が不通となった場合の自動車等による代行輸送</li> <li>2 養老線の線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気保安施設等その他輸送に直接関係ある施設の保安管理を行う。</li> </ol>
三重交通(株) (桑名営業所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分</li> <li>2 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送</li> <li>3 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</li> </ol>

5. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

危険物施設等の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防のための整備</li> <li>2 災害時における危険物の保安措置</li> <li>3 被災施設の応急対策及び災害復旧</li> </ol>
桑名市自治会連合会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災情報の収集及び提供</li> <li>2 市の実施する災害応急対策活動への協力</li> </ol>
土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水機場の操作・管理に関すること。</li> <li>2 用水路、排水路施設の整備、改良、復旧工事に関すること。</li> </ol>
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の情報並びに気象状況、避難の勧告等災害対策本部の指示により、必要な協力を行う。</li> <li>2 必要資機材、生活必需品の調達及び融資、斡旋に関すること。</li> </ol>
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 樋門の開閉の管理に関すること。</li> <li>2 海上の状況を調査し、漁船の安全、避難に関すること。</li> <li>3 必要資機材の調達及び融資、斡旋に関すること。</li> </ol>
郵便事業(株) 及び郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に関する情報の提供</li> <li>2 局有施設の避難所としての提供</li> <li>3 その他市が行う防災活動、災害救助活動への協力</li> </ol>

## 第1部 総則

商工会議所・商工会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時における応急対策及び復旧対策についての協力に関すること。</li><li>2 必要資機材、生活必需品の調達、斡旋、緊急輸送に関すること。</li></ol>
-----------	---

### 6. ガス事業者

東邦ガス ネットワーク(株)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施</li><li>2 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置</li><li>3 発災後に備えた要員及び資機材の確保</li></ol>
一般社団法人 三重県LPガス協会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施</li><li>2 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</li></ol>

### 7. 自衛隊

自衛隊	<ol style="list-style-type: none"><li>1 要請に基づく災害派遣</li><li>2 関係機関との防災訓練に協力参加</li></ol>
-----	--

## 第3節 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

### 1. 市民

市民	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。</li><li>2 市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等と連携が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。</li></ol>
----	--

### 2. 自主防災組織

自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"><li>1 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。</li><li>2 自主防災組織は、地域において県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合</li></ol>
--------	---

## 第1部 総則

	において地域住民の安全を確保するよう努める。
--	------------------------

### 3. 事業者

事業者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。</li><li>2 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。</li></ol>
-----	---